

第45回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年9月9日開催)

国は9月9日、21都道府県に発令中の緊急事態宣言について、茨城県を含む19都道府県で9月12日の期限を9月30日まで延長することとしています。

また、茨城県も同日、県独自の非常事態宣言について、9月12日の期限を9月26日まで延長することを決定しました。

本市においては、直近1週間の陽性者数が35人で、前週比135%と依然高水準で推移していることから、市民の皆さまには、命を守るために最大限の感染防止の徹底についてご協力をお願いします。

国・県による宣言の延長及び感染拡大状況を受け、本市では、以下について9月26日(日)まで対応することとします。

本市の対応について

(1) 各部署の事業・行事等について

- 不特定多数の参加が予定されている事業等に関しては、原則中止とする。
- 延期が可能であれば延期を検討する。
- 緊急性・必要性の観点から実施が不可欠であるときは、人数制限や感染対策の徹底、リモート開催など、各部署等の判断で行う。

(2) 公共施設等について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖とする。

(3) 市立小中学校等について

- 9月13日(月)から9月17日(金)まで市立小中学校を臨時休校、市立幼稚園を臨時休園とする。

なお、市立小中学校は、9月13日(月)午前を登校日とする。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。